

西東京市学校施設個別施設計画（素案）

西東京市教育委員会

令和 6 年 月

目次

第1章 学校施設個別施設計画の背景・目的等	1
1 背景・目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 対象施設	1
第2章 学校施設の現状と将来見込み	2
1 児童生徒数・学級数の推移と将来見込み	2
2 学校施設の保有量と老朽化状況	3
3 市の財政状況	7
4 学校施設の建替費用等の将来見込み	7
第3章 学校施設の目指すべき姿	9
1 学校施設の計画的な更新	9
2 学習環境・生活環境の向上	9
3 学校施設の有効活用	9
第4章 学校施設整備の基本的な方針	10
1 老朽化対策	10
2 適正規模・適正配置の取組	12
3 学校施設の地域利用・複合化	14
第5章 学校施設の整備基準	15
1 学校施設整備における具体的な視点	15
2 諸室整備・面積基準	16
3 学校プールのあり方	24
4 学校給食の提供方法	29
5 学校施設の建替えを見据えた学校用地の確保	30
第6章 整備スケジュールと費用見込み	31
1 対策順序の基本的な考え方	31
2 整備スケジュールと費用見込み	32
第7章 計画推進へ向けた取組	34
1 計画の見直し	34
2 庁内推進体制の整備	34
3 学校建替協議会の設置	34
資料編	35
1 児童生徒数・学級数の推移と将来見込み	35
2 学校プールに関するアンケート調査結果	39

第1章 学校施設個別施設計画の背景・目的等

1 背景・目的

本市の小・中学校の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設された建物であり、今後の老朽化対策が大きな課題となっています。今後、維持管理に係るコストが増大していくだけでなく、学校施設の建替時期を一斉に迎えることとなり、一定期間における財政負担の集中が懸念されます。

これを踏まえ、将来的に厳しい財政状況が想定される中、安全性を確保しつつ計画的に施設整備を進めるだけでなく、中長期的なトータルコストの縮減・平準化と教育環境の向上を同時に図るため、「西東京市学校施設個別施設計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、西東京市教育計画や学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針との整合を図りつつ、西東京市公共施設等総合管理計画や西東京市公共施設再編計画に基づく個別施設計画として策定するものです。

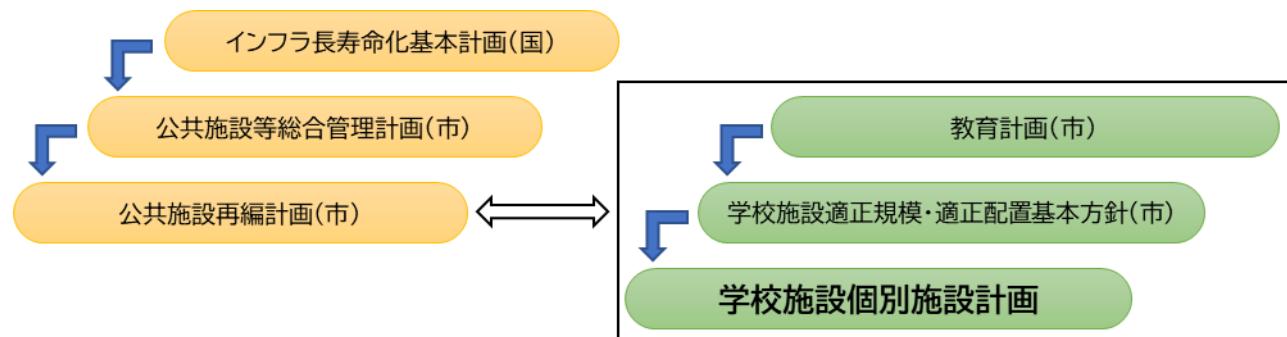


図1 国や市の計画と学校施設個別施設計画の関係

3 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢に応じた教育活動や児童生徒数・学級数などの変化、計画の進捗状況を踏まえて5年程度を目安に見直すこととします。

4 対象施設

本計画の対象施設は、本市が保有する学校施設(小学校、中学校)を対象としています。

第2章 学校施設の現状と将来見込み

1 児童生徒数・学級数の推移と将来見込み

西東京市人口推計調査（令和4（2022）年11月）の結果を用い、私学進学率や35人学級編成などの諸条件を考慮した上で、児童生徒数・学級数の将来見込みを推計しました。

全体では、小・中学校ともに児童生徒数・学級数が増加傾向で推移していきますが、いずれは減少傾向に転じます。

各校では、小学校において単学級の学年が生じる見込みの学校はありませんが、中学校においては柳沢中学校で2学級以下の学年が生じる時期があります。（各校の児童生徒数・学級数の推移と将来見込みは巻末資料を参照）

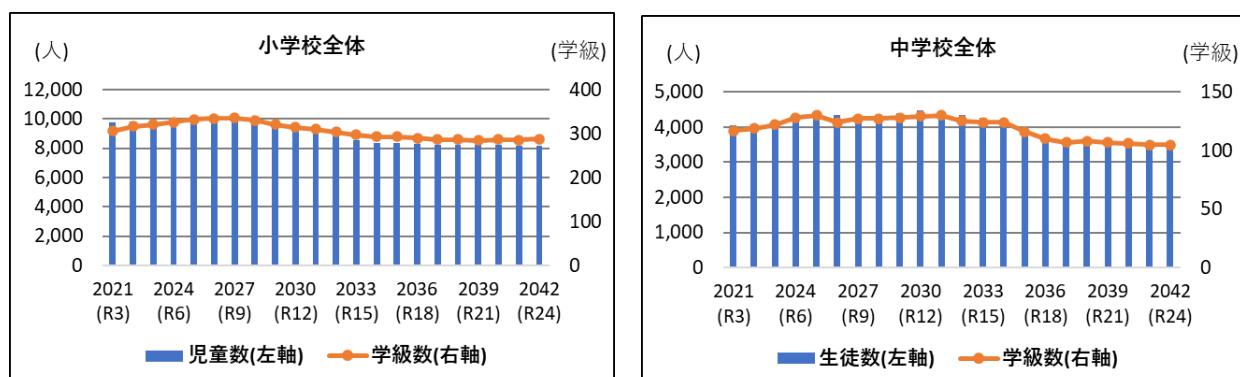


図2 小・中学校における児童生徒数・学級数の推移と将来見込み

◆ 適正規模・適正配置の基準（1学年の学級数）◆

出所：学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針

学校教育法施行規則第41条及び第79条では、学級数の標準について、小学校、中学校ともに12～18学級（ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない）と示しており、1学年当たりに換算すると小学校は2～3学級、中学校は4～6学級が標準とされています。また、文部科学省が作成した適正規模・適正配置に関する手引では、中学校における望ましい学級数を9学級以上としています。これらを踏まえ、本市における1学年当たりの学級数の基準を次のとおりとして検討を進めています。

【小学校】 各学年2学級以上 【中学校】 各学年3学級以上

※なお、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とし、過大規模校についてはその解消を図るよう設置者に対して促しています。

2 学校施設の保有量と老朽化状況

(1) 学校施設の保有量と配置状況

令和4(2022)年度時点では、本市の公共施設等の延床面積(借家を含む)は約333,000m²となっています。そのうち小・中学校が最も多く、約198,000m²(約60%)を占めており、今後の学校施設への老朽化対策が本市の財政状況に大きな影響を与えることが想定されます。

小・中学校それぞれの規模や配置などの状況は次のとおりです。

① 小学校

本市には18校の市立小学校があり、谷戸小学校と谷戸第二小学校、保谷第二小学校と柳沢小学校が近接配置となっています。また、保谷小学校と本町小学校、碧山小学校と東小学校についても比較的近い位置にあります。

通学区域は、向台町・新町地域（向台小学校、上向台小学校、保谷第二小学校）など一部の地域で見直しを実施していますが、旧田無市、旧保谷市時代にそれぞれ設定された通学区域をほぼ継続している状況です。また、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在しています。

表1 小学校施設一覧（令和4(2022)年度末時点）

施設名称		住所	延床面積 (m ²)	建築年度 (西暦)	建築年度 (和暦)	築後年数 ※
1	田無小学校	田無町4丁目5-21	7,569.5	1978	昭和53年	45
2	保谷小学校	保谷町1丁目3-35	6,729.7	1967	昭和42年	56
3	保谷第一小学校	下保谷1丁目4-4	6,093.4	1967	昭和42年	56
4	保谷第二小学校	柳沢4丁目2-11	6,097.3	1975	昭和50年	48
5	谷戸小学校	緑町3丁目1-1	5,869.0	1970	昭和45年	53
6	東伏見小学校	東伏見6丁目1-28	7,141.4	1971	昭和46年	52
7	中原小学校	ひばりが丘2丁目6-25	10,775.0	2021	令和3年	2
8	向台小学校	向台町2丁目1-1	6,960.6	1970	昭和45年	53
9	碧山小学校	中町5丁目11-4	6,776.1	1994	平成6年	29
10	芝久保小学校	芝久保町3丁目7-1	6,273.5	1968	昭和43年	55
11	栄小学校	栄町2丁目10-9	5,341.5	1970	昭和45年	53
12	谷戸第二小学校	谷戸町1丁目17-27	5,556.5	1972	昭和47年	51
13	東小学校	東町6丁目2-33	4,982.5	1974	昭和49年	49
14	柳沢小学校	南町2丁目12-37	5,929.5	1975	昭和50年	48
15	上向台小学校	向台町6丁目7-28	7,517.8	1978	昭和53年	45
16	本町小学校	保谷町1丁目14-23	5,643.8	1979	昭和54年	44
17	住吉小学校	住吉町5丁目2-1	6,597.6	1978	昭和53年	45
18	けやき小学校	芝久保町5丁目7-1	13,802.9	2003	平成15年	20
計			125,657.5			

※築後年数=2023年-建築年度

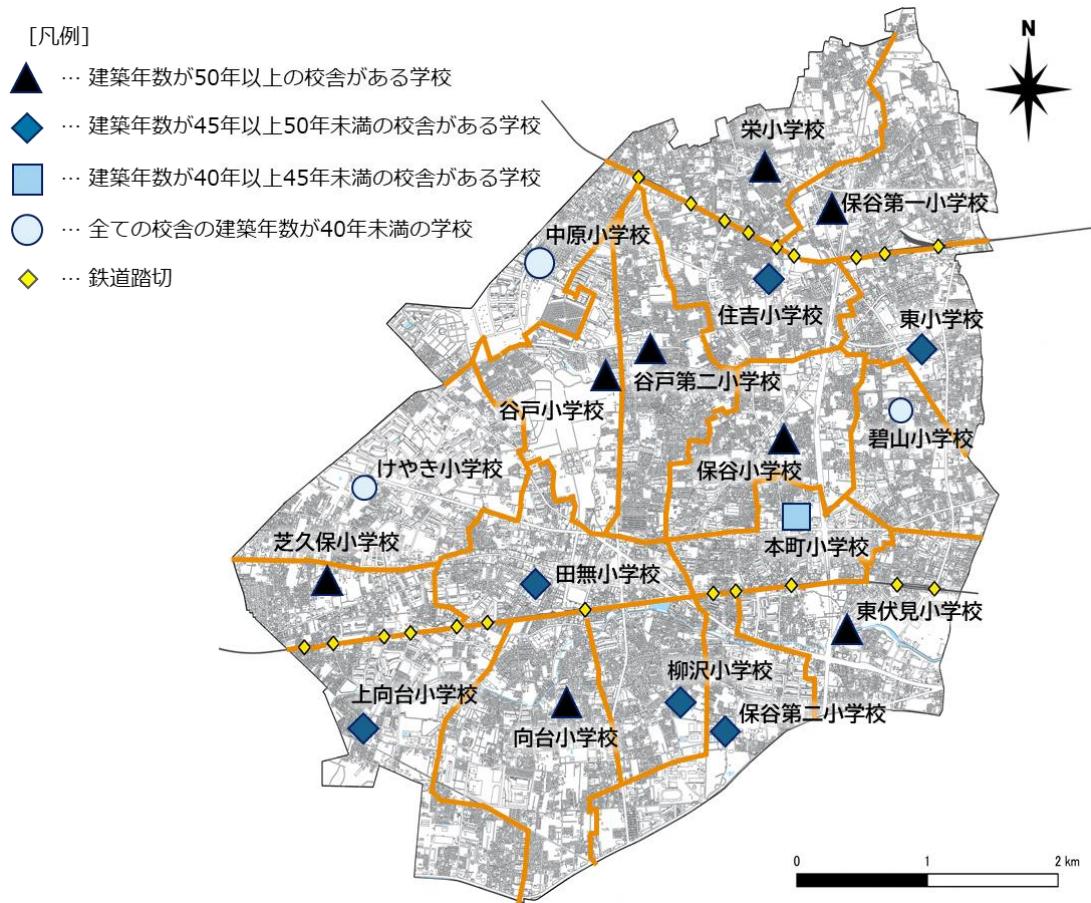


図3 小学校の配置状況

② 中学校

本市には9校の市立中学校があり、概ねバランスよく配置されていますが、やや南側に偏っています。

また、小学校と同様、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在している状況にあります。

表2 中学校施設一覧（令和4(2022)年度末時点）

施設名称		住所	延床面積 (m ²)	建築年度 (西暦)	建築年度 (和暦)	築後年数
1	田無第一中学校	南町6丁目9-37	7,375.6	1973	昭和48年	50
2	保谷中学校	保谷町1丁目17-4	7,407.1	1968	昭和43年	55
3	田無第二中学校	北原町2丁目9-1	6,837.0	1975	昭和50年	48
4	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3丁目2-42	10,148.1	2018	平成30年	5
5	田無第三中学校	西原町3丁目4-1	5,758.0	1961	昭和36年	62
6	青嵐中学校	北町2丁目13-17	13,290.8	2007	平成19年	16
7	柳沢中学校	柳沢3丁目8-22	6,403.0	1972	昭和47年	51
8	田無第四中学校	向台町2丁目14-9	6,977.0	1977	昭和52年	46
9	明保中学校	東町1丁目1-24	7,816.0	1983	昭和58年	40
計			72,012.6			

※築後年数=2023年-建築年度

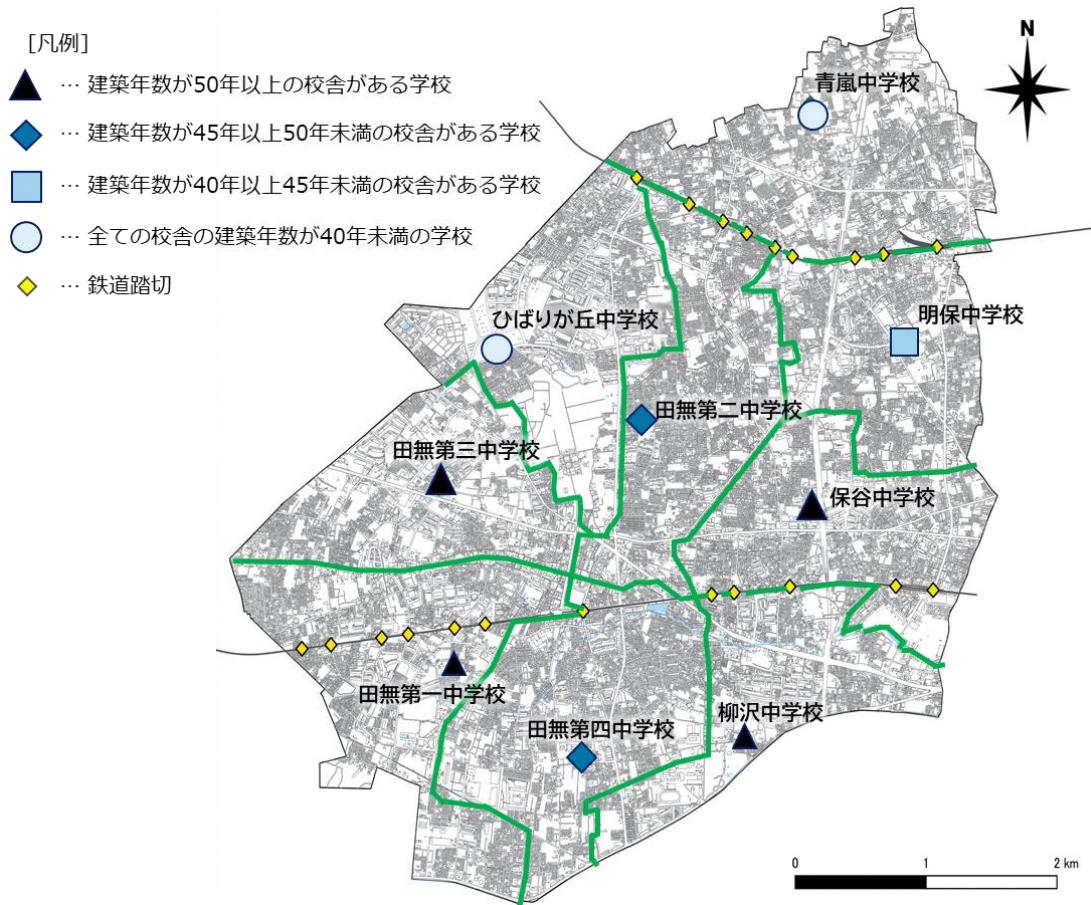


図4 中学校の配置状況

(2) 学校施設の老朽化状況

平成30(2018)年度に実施した簡易劣化診断の結果に基づき、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までに実施した改修工事等によって劣化状況が改善したものについては、その内容を反映して校舎と体育館の劣化状況をまとめています。

構造躯体以外に計画的な修繕が必要と考えられる部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）について、建物ごとにA, B, C, Dの4段階の評価付けを行っています。

校舎・体育館それぞれの老朽化状況は次のとおりです。

表3 劣化状況評価基準

基準	
A	概ね良好
B	部分的な劣化
C	広範囲に劣化
D	早急に対応する必要がある

① 校舎

外部については、シート防水や塗膜防水などの屋根・屋上部分について部分的及び広範囲な劣化が多く見られ、外壁については比較的多くの棟で早急な対応が必要であるという状況です。

内部仕上については、早急な対応が必要な劣化が進んでいる棟は少ないですが、広範囲な劣化が確認できる棟が多くを占めています。

さらに、電気設備については部分的及び広範囲な劣化が進んでいる棟が多く、機械設備については早急な対応が必要な劣化が多くの棟で確認できます。

このため、校舎では外壁や機械設備を優先的に改修する必要があると考えられます。

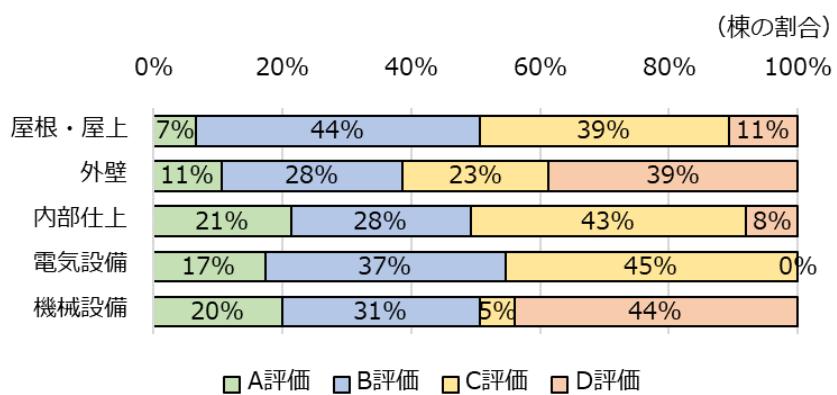


図5 校舎（75棟）の劣化状況

② 体育館

外部については、部分的な劣化が多く確認できますが、内部仕上及び各設備については、一部の棟の機械設備を除き、半数程度の棟で概ね良好な状態となっています。

このため、体育館では建物外部を優先的に改修する必要があると考えられます。

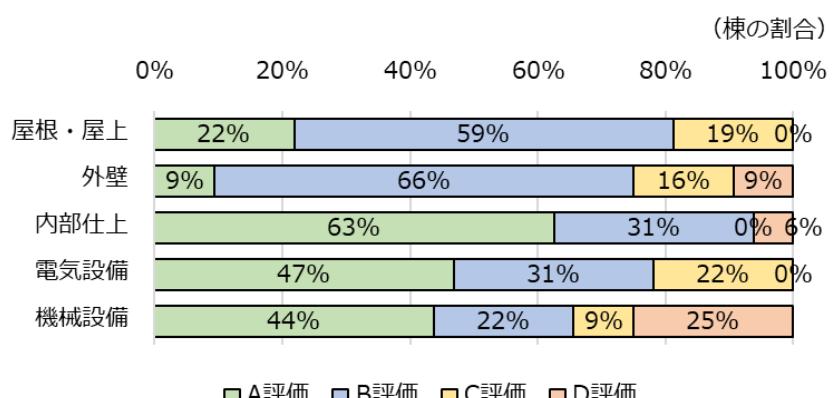


図6 体育館（32棟）の劣化状況

3 市の財政状況

歳入は、市の基幹的収入である市税収入が近年ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は生産年齢人口の減少が予想されるとともに、先行きが不透明な社会経済情勢であり、市税収入や税連動交付金等の下振れリスクを想定しておかなければなりません。

歳出は、子どもや高齢者等の支援のための経費である扶助費が、令和4(2022)年度決算では平成13(2001)年度決算と比べて約3.9倍に増加しており、今後の高齢化の進行に伴い、さらに増加すると予想されます。

経常収支比率は、扶助費等の任意に削減できない義務的経費の増加により、近年は、概ね90%を超える水準で推移しており、財政の硬直化が常態化している状況です。

今後の不透明な市税収入や社会保障関係経費の増加により、公共施設等の更新をはじめ、新たな市民ニーズへの対応に係る経費である投資的経費に充当できる財源は少なくなることが懸念されます。

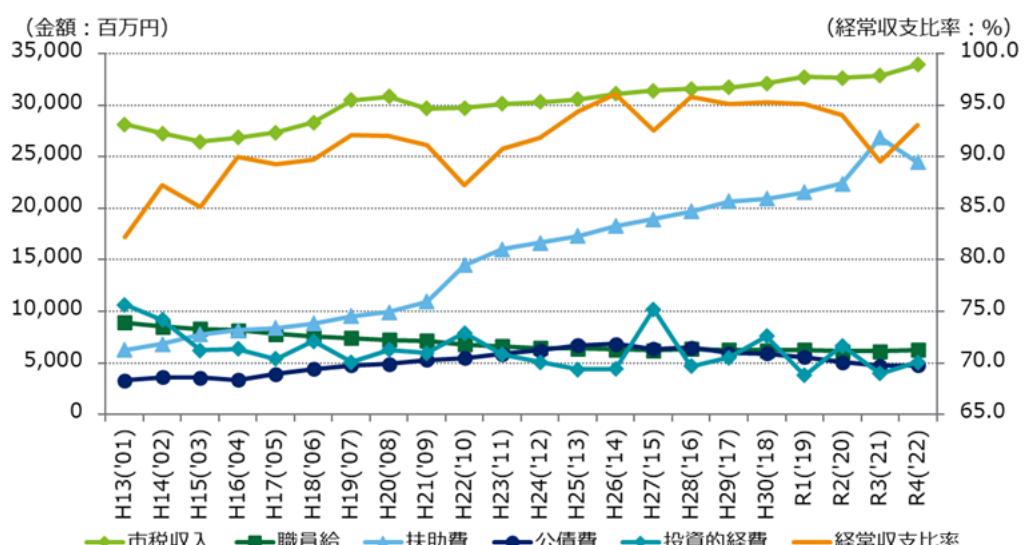


図7 市の財政状況・主な性質別経費等の推移

4 学校施設の建替費用等の将来見込み

建物部位・設備の修繕・更新を一定周期で行うとともに、田無第三中学校の建替えをはじめとして、校舎が60年程度経過した時点での建替えを想定し、今後必要となる建替費用等を算出しました。

建替費用等の算出に当たっては、これまでの改修工事等や建築設備の有無を踏まえた上で、「西東京市公共施設等総合管理計画」で示す費用単価に各学校の延床面積を乗じています。なお、各学校の建替え後の延床面積については、学級数の将来見込みを踏まえ、建替え後の最大学級数を基に設定しています。

また、仮設校舎の整備を想定し、既存施設と同等の延床面積にて整備費用を算出しています。

小・中学校について、前述の前提条件に基づき建替え等を行った場合、今後 10 年間の建替え等に係る費用は約 527.3 億円と見込まれ、1 年当たり約 52.7 億円となります。

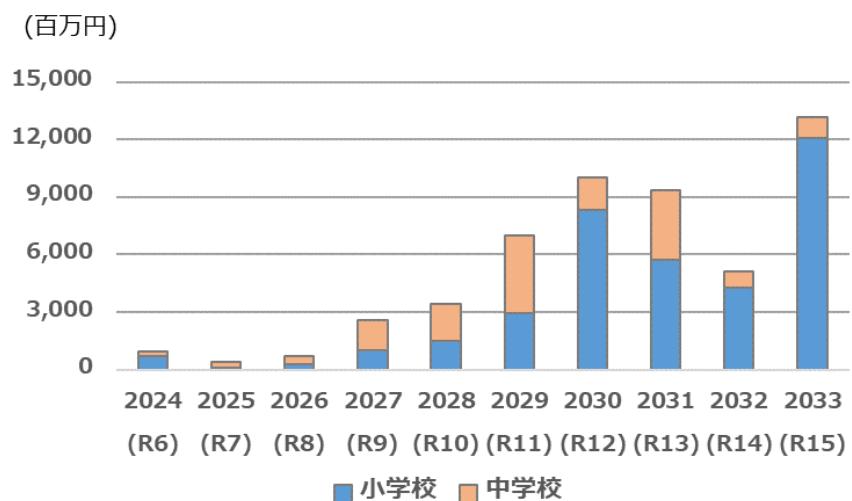


図 8 今後 10 年間の更新等費用の見込み

第3章 学校施設の目指すべき姿

教育計画では、4つの基本方針を掲げ、それらを基に様々な施策を展開することとしています。これを踏まえ、次の3つの視点から、学校施設のあるべき姿を目指していきます。

1 学校施設の計画的な更新

小・中学校の老朽化対策が大きな課題となっており、将来的に厳しい財政状況が想定される中、安全性を確保しつつ計画的に施設整備を進めるだけでなく、学校施設の中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保します。

2 学習環境・生活環境の向上

障害の有無、文化的・言語的背景、家庭環境など児童・生徒の状況が多様化しているとともに、不登校の児童・生徒が増加していることも踏まえ、「誰一人取り残さない教育」の実現を目指すとともに、少人数指導やチームティーチングなど習熟の程度や個に応じた教育が実践できる教育環境を確保します。

GIGAスクール構想によって整備された端末の活用による学習指導のさらなる充実を図るとともに、教育DXの実現に向けてICT環境の整備など学校施設の機能及び性能の確保を進めます。

また、学校施設は学びの場であるとともに、集団生活を行う居場所でもあるため、空調、換気、遮音や採光等に配慮し、快適な学習環境や生活環境を確保します。

3 学校施設の有効活用

本市では「学校が地域のキーステーション」であるとの認識の下、学校を核としたまちづくりに取り組むことからも、人口動態などの地域特性や他の公共施設の状況を踏まえつつ、教育活動に支障がない範囲での学校施設の地域利用や、建替えに伴う他の公共施設との複合化を検討していきます。

また、地域とともにある学校づくりに向けては、学校を核とした地域全体で子どもたちを育てるため、学校施設の地域利用・複合化を通じて、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入や各小・中学校における地域学校協働活動を促進します。

第4章 学校施設整備の基本的な方針

学校施設整備においては、学校施設の目指すべき姿を実現しつつ、長期的にすべての児童・生徒に良好な教育環境を提供することが重要です。そこで次の3つの方針に基づき取組を推進します。

1 老朽化対策

学校施設整備においては、老朽化対策の時期などを次のとおりとし、学校施設の計画的な更新等に取り組んでいきます。

(1) 建替えの時期について

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において、税務上、減価償却率を求める際の建物の耐用年数(法定耐用年数)は、RC造で50年とされています。

学校施設の建替時期については、大規模改造工事を実施することとしているため、公共施設等総合管理計画での考え方を踏まえ、法定耐用年数を超えて“概ね60年程度”として検討を進め、65年までに建替工事の完了を目指します。

また、児童・生徒の負担等を考慮し、建替時の仮設施設については整備しないことが望ましいものとします。

(2) 大規模改造工事の時期について

原則として、建築後20～30年を目途として実施することを基本とし、これを過ぎた施設についてはできる限り早期に実施します。

(3) 長寿命化改修の時期について

建築物の望ましい目標耐用年数の上限値：80年（日本建築学会）まで使用するために、概ね建築後45年程度までに長寿命化改修を実施することで、改修後30年以上、物理的耐用年数を伸ばすことができるとされています。

一方、学校施設環境改善交付金補助要件では、建築後40年以上経過し、今後30年以上使用する予定の学校を対象としています。

このため、学校施設の長寿命化改修については、建築後35年程度を目途に検討し、将来の更新等費用の見込みから財政負担の平準化が必要であり、改修後30年以上の使用を想定する場合に実施することを基本とします。

なお、建築後35年程度を過ぎた場合でも、耐力度調査の結果によっては、長寿命化改修の実施が可能であるため、例えば、建替えの検討段階における調査結果を踏まえ、長寿命化改修を実施することが考えられます。

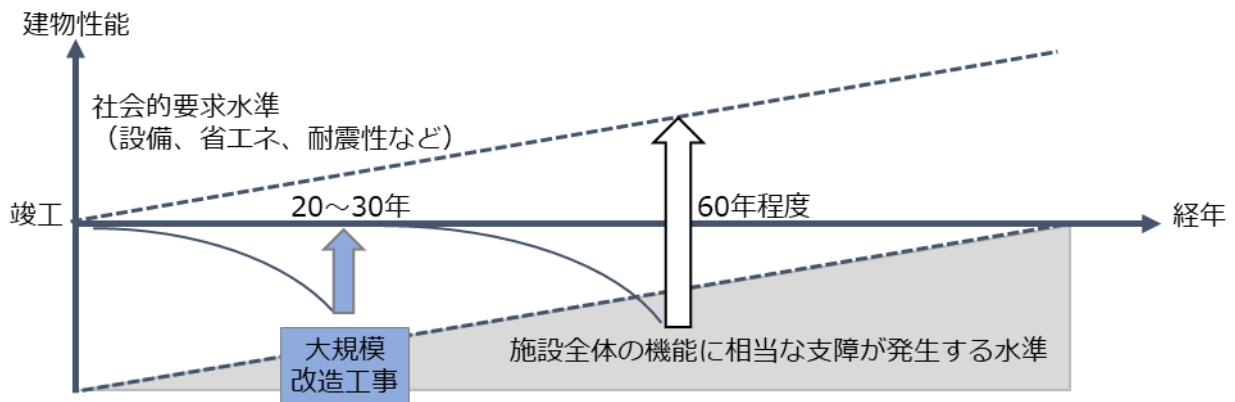


図9 長寿命化改修を実施しない場合の整備イメージ

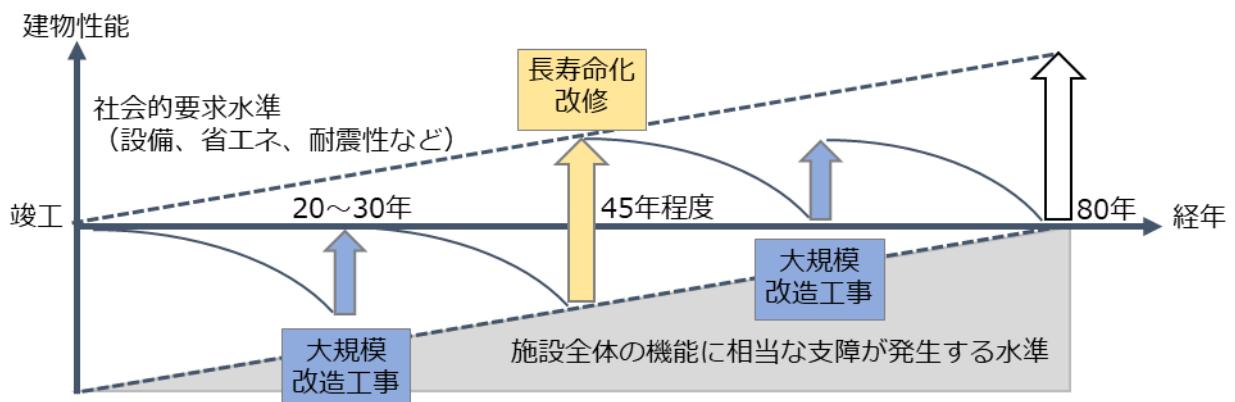


図10 長寿命化改修を実施する場合の整備イメージ

2 適正規模・適正配置の取組

学校施設整備にあたっては、学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、適正な学校規模や効率的な学校運営の確保の視点などから、次のとおり課題の解消に向けた検討を進めます。

(1) ひばりが丘中学校跡地の活用について

ひばりが丘中学校の旧校舎については、令和4年度に解体工事を完了しました。

跡地活用については、合併以降の課題である谷戸小学校と谷戸第二小学校の近接配置の課題解決を図るための移転用地としての活用などを検討していますが、引き続き、学校関係者や地域住民などへの意見聴取も実施した上で、今後の方向性を決定していきます。

なお、周辺校の老朽化状況(経過年数)を踏まえ、学校用地としての跡地活用の開始時期については、令和16年度以降と想定して検討を進めます。

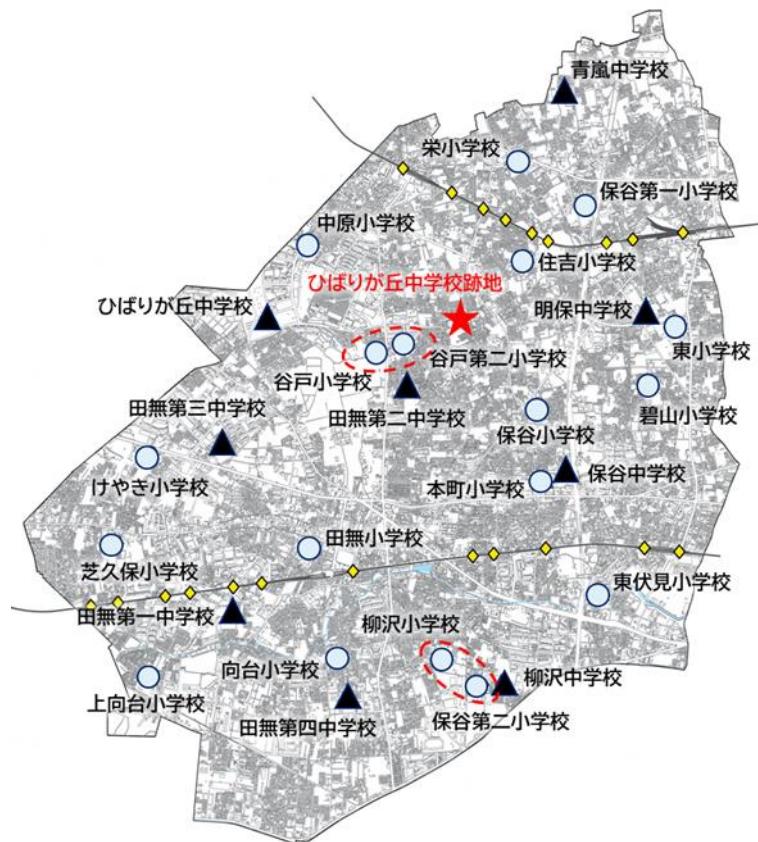


図 11 近接校とひばりが丘中学校跡地の配置

(2) 近接校の解消について

小学校の配置状況を見ると、保谷第二小学校と柳沢小学校についても近接配置となっているため、児童生徒数・学級数の将来見込みを検証しつつ、課題の解消に向けた適正規模・適正配置の取組を検討していきます。

(3) 通学区域の見直しについて

今後も多様化すると見込まれる教育内容・活動に対応するには、効率的な学校運営を可能にする児童・生徒数を維持していくことが必要であり、小規模化や過大規模化は、財政面、人員配置面から効率性に課題が生じることとなります。

このため、通学区域の見直しについて、「特定校への児童・生徒数の偏重防止」や「児童・生徒や保護者が分かりやすい区域割」などの視点から検討していきます。

(4) 複数校の一体整備について

小・中学校の建替えにおいては、現在地で施設整備を行う場合、新校舎整備スペースの確保といった敷地面積の規模に関する物理的な課題が懸念されます。

本町小学校と保谷中学校については、敷地面積が比較的狭く、さらに、保谷中学校では校舎よりも築浅の体育館を存置した上での建替えが考えられるため、両校が隣接していることを踏まえ、物理的な課題への対応として一体的な施設整備の可能性を検討していきます。

表4 学校ごとの敷地面積（昇順）

No.	学校名	敷地面積(m ²)	No.	学校名	敷地面積(m ²)	No.	学校名	敷地面積(m ²)
1	本町小学校	9,691.1	10	碧山小学校	13,404.0	19	上向台小学校	14,410.0
2	栄小学校	10,180.0	11	明保中学校	13,459.0	20	芝久保小学校	15,123.0
3	東小学校	10,777.4	12	向台小学校	13,487.0	21	東伏見小学校	15,551.9
4	住吉小学校	11,374.0	13	田無第四中学校	13,527.5	22	田無小学校	15,722.7
5	保谷第一小学校	11,767.0	14	谷戸第二小学校	13,587.0	23	田無第三中学校	15,779.0
6	保谷第二小学校	12,300.0	15	中原小学校	13,632.1	24	保谷小学校	16,493.1
7	保谷中学校	12,833.5	16	柳沢中学校	13,831.3	25	けやき小学校	17,943.0
8	柳沢小学校	13,005.6	17	谷戸小学校	13,986.9	26	田無第二中学校	18,013.1
9	田無第一中学校	13,170.4	18	ひばりが丘中学校	14,265.1	27	青嵐中学校	18,365.7

◆ 西東京市独自の小中一貫教育◆

本市では、小学校から中学校への進学時に生じやすい生活面や学習面の段差を解消するため、市立小学校からどの市立中学校に進学しても円滑に新しい学校生活を送ることを可能にする“西東京市モデル”的な小中一貫教育を実施しています。

具体的には、中学校教員による出前講座や中学校一斉体験会の実施、算数・数学科及び英語科における小中一貫カリキュラムの導入、小・中学校間の垣根を越えた生活ルールの導入など、ソフト面での対応を図っており、コミュニティ・スクールの推進とあわせて、各中学校区における地域性の強みを生かした連携強化に取り組んでいます。

このため、いわゆる「施設一体型の小中一貫教育」については、一体的な施設整備のみを契機として実現するものではなく、通学区域の見直し等とあわせてその可能性を検討していきます。

3 学校施設の地域利用・複合化

学校施設は、児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、地域住民にとっては、生涯学習、文化やスポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設です。また、地震等の災害発生時には、地域の避難所としての役割を果たす重要な施設です。

本市においては、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識の下、学校を核としたまちづくりに取り組むことから、児童・生徒の安全性に配慮したセキュリティ対策を講ずることを原則として、学校施設の有効活用の観点から、地域利用や複合化を前提に施設整備を行い、地域連携の強化や活性化を促進します。

(1) 学校施設の地域利用について

地域利用とは、「社会教育の普及並びに幼児及び児童、生徒等の安全な遊び場を確保するため、市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、社会教育施設として開放すること」であり、本市では校庭や体育館のほか、一部の特別教室などが利用されています。また、教育基本法や学校教育法など各種法令においても定められています。

学校施設の建替えにあたっては、諸室の配置や動線の工夫など児童・生徒の安全性に配慮した施設環境などについて検討し、統一的な運用基準を定めた上で、学校を核としたまちづくりに向けて教育活動に支障のない範囲で地域利用を拡充していきます。

また、既存の学校施設においても、施設状況や利用実績などを踏まえて小・中学校ごとに地域利用の拡充を検討していきます。

(2) 学校施設の複合化について

学校施設の建替えにおいては、児童・生徒の学習や生活の場であるという施設本来の目的を踏まえ、学校教育で必要とするスペースを確保しつつ、公共施設等総合管理計画等に基づき、地域の課題や特性に応じて他の公共施設との複合化を推進していきます。

また、複合化の組合せについては、学校関係者や地域住民の意見を聴きつつ、教育環境の維持・向上とあわせて、エリア(圏域)における取組の推進や防災拠点としての機能確保の視点から検討します。

第5章 学校施設の整備基準

1 学校施設整備における具体的な視点

学校施設の目指すべき姿を踏まえ、学習環境・生活環境の向上の観点から、次の4つの視点を考慮しつつ、実際の学校施設整備を検討していきます。

(1) 快適な学習環境・生活環境の確保

学校施設は学びの場であるとともに、児童・生徒が落ち着いてゆっくり過ごすことができる居場所であることが望まれるため、空調、換気、遮音や採光等に配慮した快適な空間となるように整備していきます。

また、温かみが感じられることや断熱性や調湿性に効果があるため、内装や家具等の木質化など学校施設における木材利用を検討します。

(2) バリアフリー化の推進

学校施設の建替えにおいて、段差解消や手すりの設置、バリアフリートイレやエレベーターなどの整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインにも考慮した諸室等の仕様を検討します。

また、洋式化を中心としたトイレの環境整備のように、既存の学校施設についても各学校の実情に配慮しながらバリアフリー化を推進します。

(3) 環境に配慮した施設整備（脱炭素化の推進）

環境負荷の低減を図るため、屋上緑化を含む学校施設の緑化を推進します。

また、脱炭素社会の実現に向けた「ゼロカーボンシティ宣言」を背景に、環境負荷の低減を図るだけでなく、環境教育での活用という観点からも、雨水利用、LED照明の導入や断熱化など省エネルギーの取組とともに太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用を検討します。

なお、学校施設の建替えにおいては、西東京市公共施設環境配慮指針の考え方を踏まえ、ZEB Ready相当（50%以上の省エネルギー）を目指します。

省エネルギーや再生可能エネルギーにかかる機器の導入にあたっては、中長期的なトータルコストの縮減・平準化とともに、効率的な学校施設の維持管理の観点から公民連携事業も視野に取組を進めます。

(4) 将来的な教育環境への対応

学校施設を長期的に有効利用していくためには、その時代のニーズに応じた改修整備が容易な施設とすることが重要となります。このため、建物の躯体を堅固とする一方で、区画や内装は将来の学習内容・学習形態に応じて変更可能とするなど、学校施設を長期的に有効利用することができる整備計画を検討していきます。

2 諸室整備・面積基準

GIGAスクール構想など時代の変化に対応した学習環境の整備を進めるとともに、教育活動において現在生じている課題の解消や、学校施設のさらなる有効活用を踏まえ、諸室整備・面積基準を以下のとおり定めます。

なお、建替えが長期的に見込まれない学校施設についても、大規模改造工事とあわせた対応など学習環境の整備を検討し、教育活動における課題の解消に努めます。

(1) 学校施設のゾーニング

建替後の学校施設の規模については、諸室で行われている教育活動の連携を高めるとともに、学校施設の地域利用における物理的なセキュリティ対策を考慮し、下表を参考に校舎内のゾーニングを検討していきます。

また、諸室等の配置については、平時における児童・生徒と教職員の動線のほか、非常時の避難経路や学校施設の地域利用などにおける動線を考慮したものとします。

表5 学校施設のゾーニングと主な諸室等

普通教室ゾーン	特別教室ゾーン	体育施設ゾーン
<ul style="list-style-type: none">・普通教室・多目的スペース	<ul style="list-style-type: none">・理科室・音楽室・図工室(技術室)・家庭科室 (被服室、調理室)	<ul style="list-style-type: none">・美術室・視聴覚室・学校図書館・少人数教室・ランチルーム
管理諸室ゾーン	保健・支援ゾーン	共有部等
<ul style="list-style-type: none">・職員室・校長室・主事室(警備室)・給食室	<ul style="list-style-type: none">・保健室・教育相談室・エンカレッジルーム	<ul style="list-style-type: none">・トイレ・校庭

(2) 諸室整備基準（配置・仕様等）

建替後の学校施設に整備される諸室等については、諸室整備基準を踏まえ、配置・仕様等を検討していきます。

なお、整備基準に示されていない諸室等については、各学校の状況に応じて、基本構想や基本設計の段階で設置の有無を検討します。

① 普通教室ゾーン

● 普通教室

- 学年ごとにまとまりのある配置とする
- 安定した熱・光環境に配慮した配置とする
- 多様な学びに対応できるＩＣＴ環境を整備する
- 十分な収納スペースや掲示スペースを確保する

● 多目的スペース

- 普通教室と隣接させ、廊下も含めた一体的な使用に配慮する
- 多様な学習内容・学習形態に対応できるような仕様や備品に配慮する

② 特別教室ゾーン

● 理科室

- 実験用具などを収納できる空間を確保する
- 薬品耐性のある内装とするなど衛生管理に適した仕様とする
- 移動や作業のため実験台などとの間隔を十分に確保する
- 手洗い場を設置する
- 準備室内に危険物等の保管倉庫を設置する

● 音楽室

- 防音機能や音響機能に配慮する
- 準備室に楽器庫機能を含める
- 合唱・合奏などの発表の場となる空間を設ける

● 図工室(技術室)

- 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器が設置できる空間を確保する
- 工作用の機器などを安全に利用できる動作空間を確保する
- 手洗い場を設置する
- 準備室内に危険物や工具等の保管倉庫を設置する

● 家庭科室(被服室・調理室)

- ランチルームと隣接させ、一体的な使用に配慮する
- 調理台はアイランド型とする
- 車いすでの利用などにも配慮した備品を設置する
- 調理機能を考慮して衛生管理に適した仕様とする

● 美術室

- 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器が設置できる空間を確保する
- 工作用の機器などを安全に利用できる動作空間を確保する
- 手洗い場を設置する
- 準備室内に危険物や工具等の保管倉庫を設置する

● 視聴覚室

- 視聴覚教育に対応した映像設備や音響設備を設置する

● 学校図書館

- より一層の活用を図るため普通教室等から利用しやすい配置とする
- 読書・学習・情報のセンターとしてコンピュータなどＩＣＴ環境を確保する
- グループ学習や発表等ができる音環境に配慮した小空間を確保する
- 設置する什器を工夫するなど居心地がよく魅力的な空間とする

● 少人数教室

- 普通教室のあるフロアごとに確保する
- 安定した熱・光環境に配慮した配置とする
- 多様な学びに対応できるＩＣＴ環境を整備する

● ランチルーム

- 家庭科室と隣接させ、一体的な使用に配慮する

③ 体育施設ゾーン

● 屋内運動場

- アリーナ部分は、小学校でバスケットボールコート1面、中学校で2面を確保できる広さとする
- ステージ、器具庫、ギャラリーのほか、男女別のトイレと更衣室を設置する
- 中学校ではサブアリーナ(武道場)を隣接して整備するとともに、放送室とシャワー設備を設置する

● プール

- 外部からの視線などプライバシーに配慮した対策を行う
- 男女別のトイレ、更衣室・シャワー室、見学スペースや監視員室などを設置する
- 特に更衣室・シャワー室は換気に配慮した仕様や配置とする
- プール槽は 25m × 6 レーンを標準とする

④ 管理諸室ゾーン

● 職員室

- 校庭、昇降口や来校者用通用口への視認性に配慮した配置とする
- 校長室と隣接させ、室内移動を可能とする
- 会議室、印刷室や進路指導相談室などを近接して配置する
- 特別支援教職員、外部講師や事務職員などを含めた教職員が執務できる環境とする
- 業務のデジタル化にあわせて、収納スペースの工夫やフリーアドレス化などを検討する
- 打合せや休憩(給湯含む)のためのスペースを確保する
- 児童・生徒応対用のカウンターを設置する

● 校長室

- 校庭への視認性に配慮した配置とする
- 職員室と隣接させ、室内移動を可能とする
- 応接や打合せのためのスペースを確保する

● 主事室(警備室)

- 来校者用通用口に隣接した配置とする

● 給食室

- 親子調理方式における給食の搬出入に配慮した配置とする
- 搬入・搬出口と児童・生徒の動線を分離する
- 配膳台の移動のためエレベーターを近接して設置する
- ドライシステムの導入など学校給食衛生管理基準に準拠した環境を整備する

⑤ 保健・支援ゾーン

● 保健室

- 校庭や昇降口から利用しやすい配置とする
- 職員室等との連携に配慮した配置とする
- 職員室など諸室との連絡・通信手段を確保する
- 感染症対策のため、効果的な間仕切りを行う
- 手洗い場を設ける

● 教育相談室

- 職員室等との連携に配慮した配置とする

● エンカレッジルーム

- 職員室からの視認性に配慮した配置とする
- 内装の木質化、照明や採光などに配慮することで居心地がよく落ち着ける空間とする
- 個別や小集団といった状況に応じた居場所を確保できる環境とする
- 学習の場ともなるようにＩＣＴ環境を整備する

● 特別支援学級

- 通常学級との日常的な交流が持てる配置とする
- 集中して学習できる環境づくりのため、収納スペースの工夫などを行う
- 安定した熱・光環境に配慮した配置とする
- 多様な学びに対応できるＩＣＴ環境を整備する
- 近接するトイレにはシャワーを設置する

● 特別支援教室

- 少人数での指導のためパーテーションなどを設置する
- 安定した熱・光環境に配慮した配置とする
- 多様な学びに対応できるＩＣＴ環境を整備する

⑥ 共有部等

● トイレ

- 各フロアのどこからでも利用しやすい位置に配置する
- バリアフリートイレを設置する。
- サニタリーボックスをバリアフリートイレに設置する
- 教職員用トイレは児童・生徒用と別に設置する

● 校庭

- 法規制や仮設校舎回避などのため、必要な機能確保を前提に南側以外での配置も検討する
- 土舗装を基本とするが、北側配置の場合など必要に応じて全天候型(ウレタン、ゴムチップ等)の舗装を検討する
- 直線走路が50m以上となる200mトラックを確保する
- 男女別のトイレ、倉庫などを設置する

(3) 諸室面積基準

建替後の学校施設の規模については、諸室面積基準を踏まえつつ、建替後の児童生徒数・学級数、給食の提供方法やプールの整備方法などを考慮して検討していきます。

① 普通教室の規模の見直し

普通教室の規模は小・中学校ともに 76 m²を標準とする

※中学校(2、3学年)においては、35人学級の方向性が示されていないことから、1学級の児童生徒数を踏まえ、標準以上の普通教室の整備を検討

【規模の見直しの視点】

- 教科書、ノートとタブレット端末の同時使用が可能となるよう天板サイズ 75cm×50cm の机を導入する
- 机と机や壁との間隔は、児童生徒や教職員の移動に支障がないように 50cm 程度の確保を目指す
- 前後左右の児童生徒の距離については、感染症対策を踏まえ、100cm 以上の確保を目指す
- 教室前方のスペースは、授業中の教職員の移動や給食の配膳に支障がないように配慮する
- 教室後方のスペースは、児童生徒の通行やロッカーへの荷物の出し入れに支障がないように配慮する

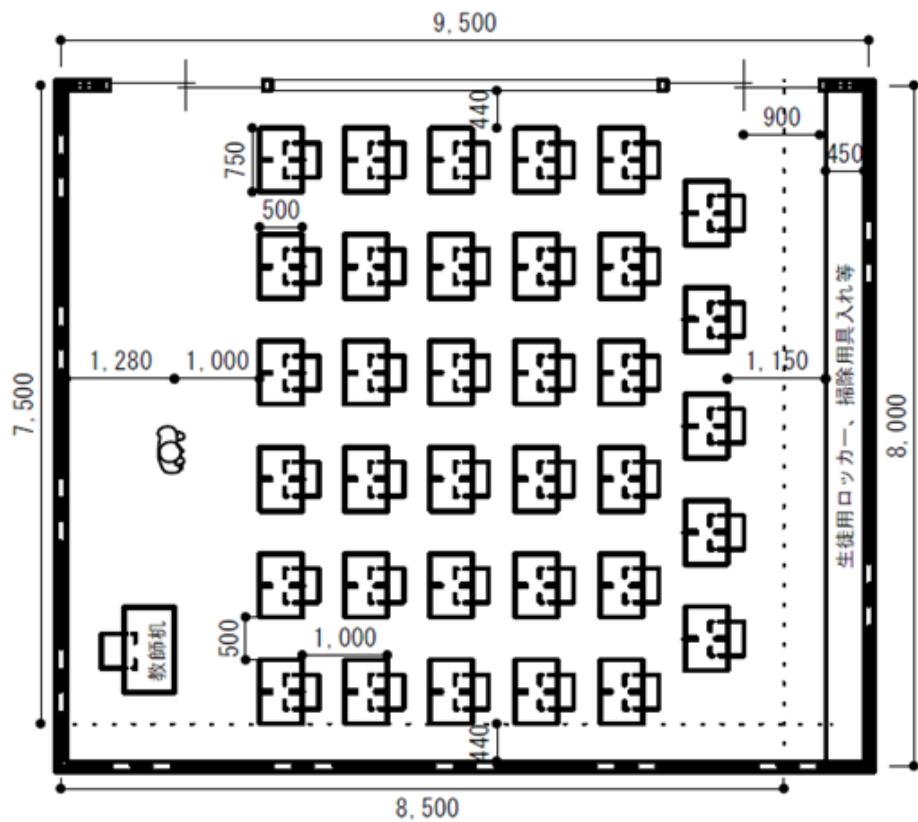


図 12 76 m²(9.5m×8m)・35 人学級のイメージ

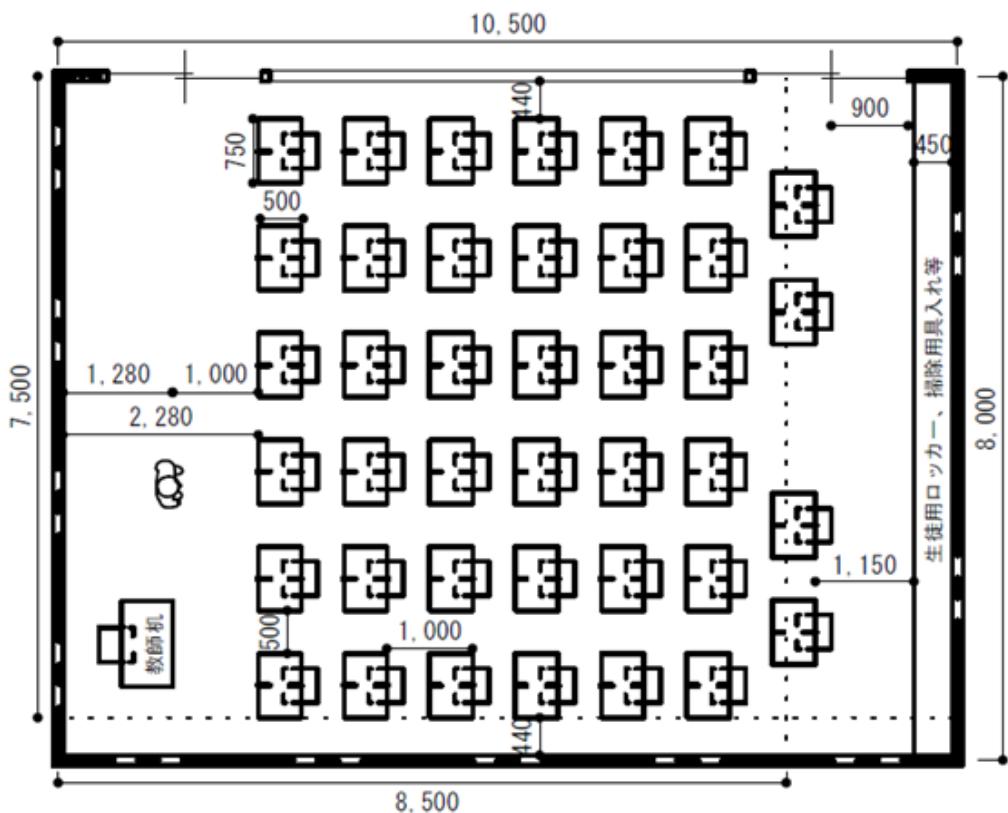


図 13 84 m²(10.5m×8m)・40 人学級のイメージ

② 特別教室等の規模の見直し

特別教室等の標準面積については、普通教室の標準面積 76 m²を 1 コマとしたコマ数計算(0.5 コマ単位)を基本として設定します。規模を見直した主な特別教室等は下表のとおりです。

表 6 主な特別教室等の標準面積

諸室名	小学校		中学校		備考
	コマ数/室	面積(m ²)	コマ数/室	面積(m ²)	
① 普通教室ゾーン					
多目的スペース	2.0／3	456	2.0／3	456	
② 特別教室ゾーン					
理科室	2.0／1	152	1.5／2	228	準備室を含む
音楽室	2.0／1	152	3.0／1	228	準備室を含む
図工室(技術室)	2.0／1	152	1.5／2	228	準備室を含む
家庭科室(被服・調理)	2.0／1	152	3.0／1	228	準備室を含む
美術室	—／—	—	2.5／1	190	準備室を含む
視聴覚室	1.5／1	114	1.5／1	114	
学校図書館	2.0／1	152	2.5／1	190	準備室を含む
少人数教室	1.0／3	228	1.0／3	228	
ランチルーム	1.5／1	114	—	—	
③ 管理諸室ゾーン					
職員室	※／1	※	※／1	※	※学級数により変動
校長室	0.5／1	38	0.5／1	38	
主事室(警備室)	0.5／2	76	0.5／2	76	
給食室	—／1	700※	—／1	700※	※親子調理方式の状況により整備を検討
④ 体育施設ゾーン					
屋内運動場	—／—	1,090	—／—	2,404	トイレ等を含む
プール	—／—	766	—／—	766	
⑤ 保健・支援ゾーン					
保健室	1.0／1	76	1.0／1	76	
教育相談室	0.5／1	38	0.5／1	38	
エンカレッジルーム	0.5／1	38	0.5／1	38	
特別支援学級	0.5／※	※	0.5／※	※	※学級数により変動
特別支援教室	0.5／2	76	0.5／2	76	

3 学校プールのあり方

現在、小・中学校のプール施設は、27校すべてに整備されており、校舎と同様に老朽化対策が今後見込まれるため、改修や改築にかかる大きな財政負担が懸念されます。

一方で、授業時間の確保における天候・気温の影響、施設の維持管理における教職員の負担などが課題となっており、プール施設への老朽化対策とあわせた対応が望まれます。

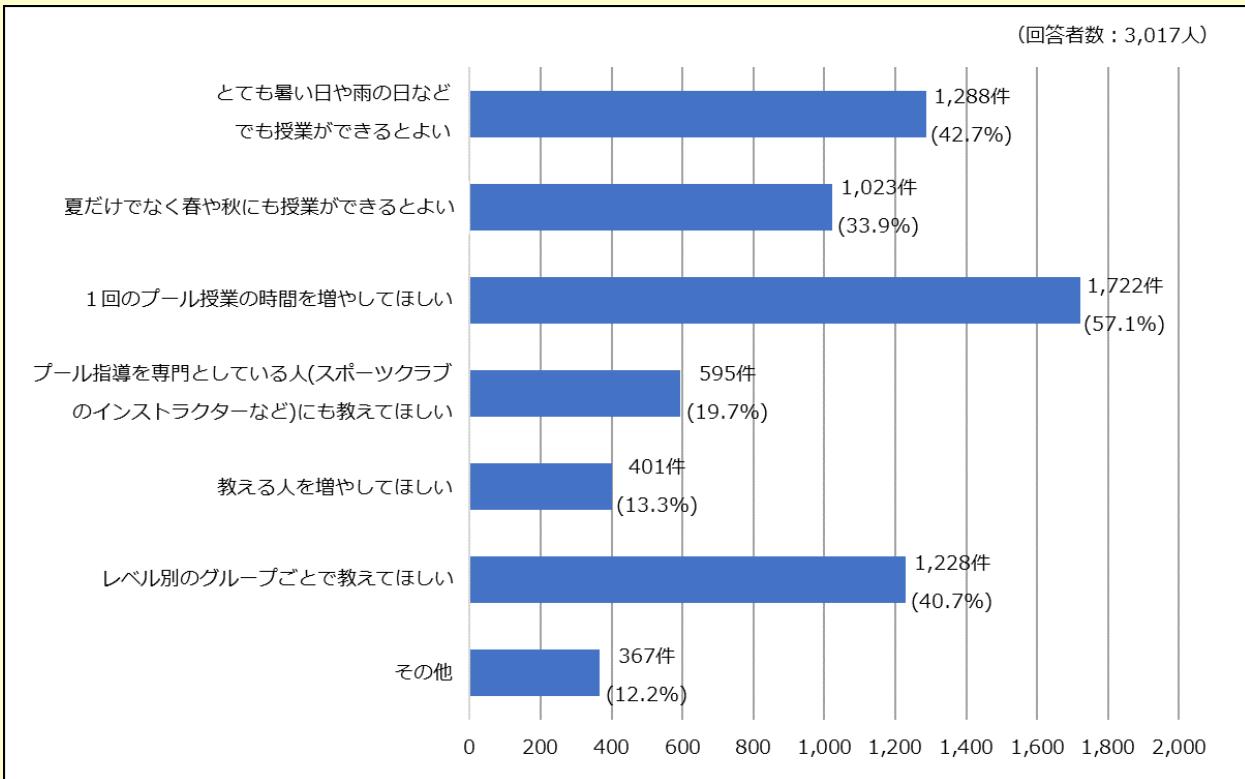
また、プール授業の改善点に関するアンケート調査においても、授業時間の確保や1回あたりの授業時間の充実、水泳の指導方法の見直しに関して半数程度の小・中学生から回答されています。

このため、学習指導要領を踏まえた水泳運動等の指導の考え方を考慮しつつ、想定される整備手法や運用方法のメリット・デメリットなどを比較検証した上で、今後のプール施設整備における基本的な考え方を示します。

◆ 学校プールに関するアンケート調査結果 ◆

小・中学生を対象とした任意調査としてタブレット端末を活用したアンケートを実施し、学校プールの課題等を踏まえて「プールの授業がこうなればいいな」と思うものを3つまで選択してもらいました。

小・中学生あわせて3,017人から回答をいただき、その結果は下図のようになりました。（調査の概要や詳細な調査結果は巻末資料を参照）



(1) 想定される整備手法とメリット・デメリット

整備手法ごとのメリット・デメリットを踏まえ、天候・気温の影響に対応しながら授業時間を確保しつつ、プール施設の有効活用を図るために、これまでと同様にすべての小・中学校を自校方式とするのではなく、拠点校方式により一部の小・中学校に屋内温水プールを整備して共同利用することが考えられます。

また、屋内温水プールであれば、授業での利用だけでなく、教育活動に支障のない範囲での地域利用が一年を通じて可能となり、プール施設のさらなる有効活用が期待できます。

なお、地域利用部分も含めて各学校がプール施設を管理・運営することは難しいため、学校施設に複合化される他の公共施設との一体的な管理・運営など効率的な運用方法を検討する必要があります。

民間プール利用については、事業の永続性に課題があるため、拠点校の建替え期間中の代替措置として、一時的な利用が考えられます。

表7 想定される整備手法とメリット・デメリット

整備手法	概要	
	メリット	デメリット
自校方式	現在と同様、各学校にプール設備を設置	
	<ul style="list-style-type: none">■ 授業形態や授業時間の変更が必要ない	<ul style="list-style-type: none">■ 天候・気温による中止の影響により、授業時間の確保に課題がある■ 維持管理にかかる教職員の負担に変化がない■ 授業で限られた時期しか利用せず、利用状況が改善されない
拠点校方式	特定の学校を拠点校としてプール設備(屋内温水)を設置し、近隣校と共同で利用	
	<ul style="list-style-type: none">■ 天候・気温による中止の影響がなく、年間を通じた授業の計画が可能となる■ 維持管理にかかる教職員の負担が一部の学校で軽減される■ 複数校の利用により利用状況が改善される■ 授業以外での地域利用が可能となる	<ul style="list-style-type: none">■ 移動時間や他校の利用を考慮した時間割の調整が必要になる■ 拠点校までの移動手段を検討する必要がある
公共プール利用	学校にはプール施設を設置せず、スポーツ施設のプール設備を利用	
	<ul style="list-style-type: none">■ 天候・気温による中止の影響がなく、安定して授業時間を確保できる■ 維持管理にかかる教職員の負担が軽減される	<ul style="list-style-type: none">■ 受入可能な学級数、時期や時間帯が限られている■ 移動時間を考慮した時間割の調整が必要になる■ 施設までの移動手段を検討する必要がある
民間プール利用	学校にはプール施設を設置せず、民間施設のプール設備を利用	
	<ul style="list-style-type: none">■ 天候・気温による中止の影響がなく、安定して授業時間を確保できる■ 維持管理にかかる教職員の負担が軽減される	<ul style="list-style-type: none">■ 事業の永続性に課題がある■ 受入可能な学級数、時期や時間帯が限られている■ 移動時間を考慮した時間割の調整が必要になる■ 施設までの移動手段を検討する必要がある

(2) 抱点校や公共・民間プールの活用の検証

抱点校や公共・民間プールの活用の可能性について、利用時間の確保、施設へのアクセシビリティ、トータルコストの視点から検証を行います。

① 公共・民間プールにおける利用時間の確保

施設管理者にヒアリングを行い、プール授業での利用時間の確保が可能であるかを確認しました。その結果、公共プール利用については、活用可能な時間帯がほとんどない状況でしたが、民間プール利用については、一般利用者への配慮やインストラクターの確保が必要となるものの、水泳指導も含めた施設利用の受入体制をとっており、調整の余地があるとわかりました。

このため、今後の学校プールの整備においては、公共プールの活用が難しいものとして検討していきます。

② 抱点校や民間プールへのアクセシビリティ

● 移動時間の確保

自校方式とは異なり、抱点校方式や民間プール利用の場合には移動時間を考慮した時間割の検討が必要となります。

小学校においては、2コマで授業を実施していますが、目的地によっては十分な移動時間を確保できるとは限らないため、授業外となる時間が発生するものの、3コマでの授業の実施も視野に時間割を検討する必要があります。

一方で、時間割の検討に加え、中学校では教科担任制による授業を実施しているため、時間割の変更に伴う時間講師の勤務時間の調整、体育科以外の引率教員の確保による授業時間の調整といった人員配置などの視点から、中学校の生徒が移動して抱点校や民間プールを活用することは小学校よりも課題が多くなります。

このため、抱点校や民間プールの活用については、小学校が利用することを基本に検討することとします。また、抱点校については、中学校での整備を基本に検討することとします。

● 移動手段と移動可能な範囲

抱点校や民間プールへは、借上げバスもしくは徒歩での移動が考えられます。

借上げバスでの移動については、利用料、道路状況や駐車場所の確保といった課題があげられますですが、徒歩よりも安全性に優れており、十分な移動時間を確保できれば、どの抱点校や民間プールにもバス移動可能であると考えられます。

一方、徒歩での移動については、児童の体力を考慮し、移動時間の限度を15分程度、歩く速さを分速40mとすると、移動可能な拠点校や民間プールは道のり600m程度の範囲となります。

中学校を拠点校とした場合に、中学校への徒歩移動が可能な小学校は下図のとおりとなり、一部の小学校では移動可能な範囲に中学校がないため、移動手段を徒歩とした場合には自校方式や民間プール利用が考えられます。

なお、田無小学校と東伏見小学校については、徒歩で移動可能な範囲に民間プールがあります。

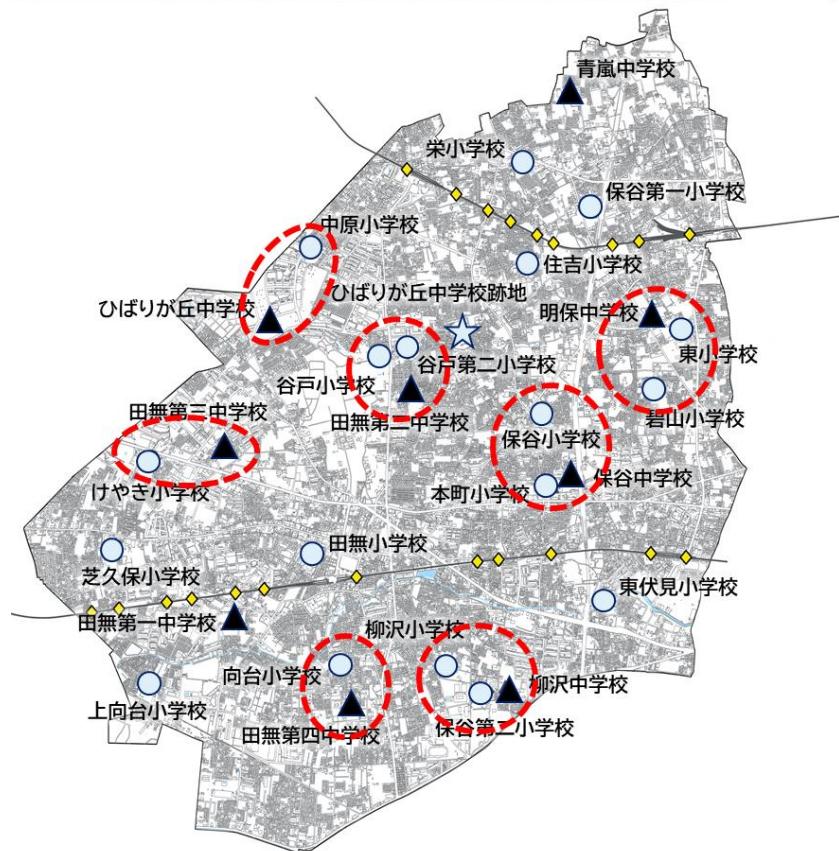


図14 小学校から中学校への徒歩移動が可能な組合せ

③ 自校方式と拠点校方式のコスト比較

他自治体も含めたプール施設の整備や維持管理の実績を踏まえ、プール施設の耐用年数を60年とした場合、自校方式と拠点校方式での建設費と維持管理費にかかる費用は下表のとおりです。

拠点校方式について、自校方式よりも1年あたりの費用が高くなるものの、複数校でプール設備を利用することから、共同利用の状況によっては自校方式と同等の費用でプール設備の有効活用が可能と考えられます。

なお、自校方式では天候・気温の影響を踏まえ、屋内プール(屋根・可動式床装置付き)の整備を想定しています。

表8 自校方式と拠点校方式での建設費と維持管理費

項目	自校方式（屋内プール）		拠点校方式（屋内温水プール）	
	1年あたり費用	60年間の費用	1年あたり費用	60年間の費用
建設費	3,330千円	200,000千円	5,000千円	300,000千円
維持管理費 ※	2,000千円	120,000千円	11,200千円	672,000千円
合計	5,330千円	320,000千円	16,200千円	972,000千円

※光熱水費、設備保守、修繕費等

(3) プール施設整備の基本的な考え方

学校施設の建替えに伴うプール施設整備については、想定される整備手法におけるメリット・デメリットなどを踏まえ、中学校を中心とした屋内温水プールの設置による拠点校方式を基本としつつ、各学校の状況に応じて、自校での屋内プールの設置や民間プールの一時利用を検討します。

なお、実際の整備手法については、それぞれの学校の立地条件や周辺環境などを考慮して判断していくものと考えており、学校施設の建替えまでの間については、日よけ等の設置による天候・気温への対策、施設の維持管理における教職員の負担軽減などを検討します。

また、学校プールは非常時の消防水利に位置づけられており、火災が発生した際の水利として活用が想定されることから、学校にプール施設を整備しない場合には、必要に応じて防火水槽を整備するなどの代替策を講じます。

(4) 水泳運動等の指導の考え方

アンケート調査では、水泳運動等の指導方法についても関心が高い結果となっています。より手厚い指導を実現するためには人員体制を見直す必要があり、民間施設のインストラクターの活用が考えられ、指導効果の向上も期待されます。

一方で、インストラクターによる水泳運動等の指導については、対応可能な学級数、時期や時間帯に限りがあるため、市内の小・中学校の公平性の観点も含めて実施の検討を引き続き行なっていきます。

4 学校給食の提供方法

本市では、中学校における完全給食の開始にあたり、小学校と同様、自校方式での実施を理想としつつも、質の高い給食が実施できる点や中長期的なコストが優れている点などを考慮し、小学校(親校)の給食室で調理した給食を中学校(子校)へ配送する親子調理方式を採用しました。

ひばりが丘中学校については、(仮称)第10中学校の建設計画において、中原小学校の建替え期間中の仮校舎としての使用を見据えて給食室が整備されており、中学校としての校舎使用開始後も給食室を有効活用するため、特例として自校方式による給食を実施しています。

今後、中学校の建替えにあわせて給食室設置の検討が必要となります。親子調理方式による給食の提供が今日まで順調に推移していることから、親子調理方式による提供体制を基本としつつ、建替え期間中の給食提供体制の確保や給食室の暑さ対策の早期解決などの課題を踏まえ、親子校の組合せの最適化を検討していきます。

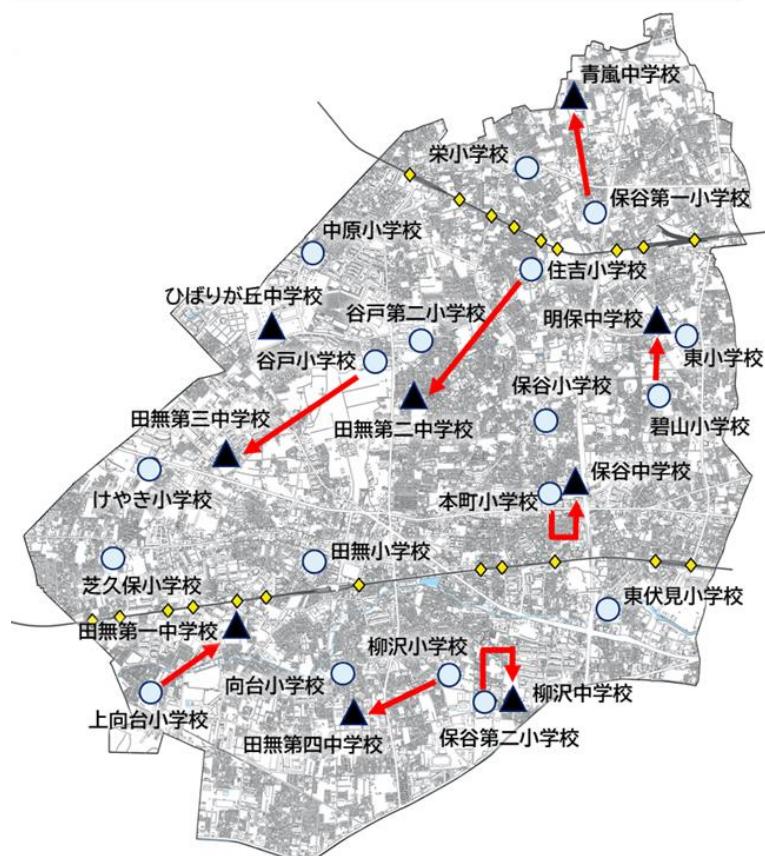


図15 親子校の組合せ

5 学校施設の建替えを見据えた学校用地の確保

整備基準を踏まえた校舎や体育館のほか、屋外施設として駐車場・駐輪場や倉庫など学校教育に関する必要最小限の学校施設を整備するとともに、本市における平均的な規模の校庭（約7,000m²）を確保した場合、平均的な敷地面積（約14,000m²）と同程度の校地が必要と見込まれます。

一方で、学校を核としたまちづくりに向けては、学校施設の有効活用の観点から地域利用や複合化に取り組むことから、児童・生徒の安全性に配慮した動線の確保やその他の公共施設の整備スペースも必要となります。

このため、今後の学校施設の建替えに向けては、各学校の敷地面積や土地形状などを踏まえ、必要な機能を確保するとともに効果的な施設整備を進めるにあたって課題が生じると想定される場合には、土地利用の拡充も視野に学校用地の確保を検討していきます。

第6章 整備スケジュールと費用見込み

1 対策順序の基本的な考え方

学校施設には、校舎や体育館など、建築年が異なる複数の建築物がありますが、「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、校舎の経過年数を中心に、校舎の健全度(設備等の劣化状況) や体育館の経過年数、近接校の解消など適正規模・適正配置にかかる課題の解消を踏まえ、学校ごとの老朽化対策を検討していきます。

なお、校舎と比較して、体育館が一定以上老朽化している場合については、体育館における電気設備や床材などの適正な維持管理に取り組みつつ、校舎建替えまでの施設利用を目指します。

表9 校舎・体育館の経過年数(経過年順)

No.	学校名	経過年数(2023年基準)									
		校舎①	校舎②	校舎③	校舎④	校舎⑤	校舎⑥	体育館①	体育館②	体育館③	体育館④
1	田無第三中学校	62	61	52	39			55			
2	保谷小学校	56	55	54	45			51			
3	保谷第一小学校	56	54	45	45	45	44	57	48	47	
4	芝久保小学校	55	54					51			
5	保谷中学校	55	55	53	38			15			
6	谷戸小学校	53	44	44	44	44		50			
7	向台小学校	53	53	43	8			50			
8	栄小学校	53	53	51	33			49			
9	東伏見小学校	52	42	42				53			
10	谷戸第二小学校	51	47	51				51			
11	柳沢中学校	51	51	51	37			48			
12	田無第一中学校	50	50	50				49	49		
13	東小学校	49	49					48			
14	保谷第二小学校	48	48					47			
15	柳沢小学校	48	48	48				47			
16	田無第二中学校	48						57			
17	田無第四中学校	46						45			
18	田無小学校	45	5					53			
19	上向台小学校	45	45	14				44	44		
20	住吉小学校	45	45	43				44			
21	本町小学校	44						44			
22	明保中学校	40	40	40				40			
23	碧山小学校	29	29	29				56	48	45	45
24	けやき小学校	20	20					20			
25	青嵐中学校	16						16			
26	ひばりが丘中学校	5									
27	中原小学校	2									

※50年以上経過している場合に網掛け(塗りつぶし)表示をしています。

※校舎①の経過年数が同じ場合には、「施設カルテ2022」での掲載順としています。

2 整備スケジュールと費用見込み

耐用年数が経過した際に単純に学校施設を建て替えた場合と、対策順序の基本的な考え方を踏まえて財政負担の平準化を図った場合の建替スケジュールと費用見込みは次のとおりです。

(1) 単純更新した場合の建替スケジュールと費用見込み

田無第三中学校の建替えをはじめとして、校舎が60年程度経過した時点での建替えを想定した場合、今後10年間の整備スケジュールは次のとおりです。

なお、5年程度で計画を見直すこととしているため、令和10(2028)年度までに設計等が想定される学校施設を示しています。

表10 今後10年間における単純更新した場合の建替スケジュールと費用見込み

学校名	経過年数 (校舎/体育館)	健全度 (校舎)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
田無第三 中学校	62年/55年	62点		基本設計 仮設整備	実施設計 仮設整備	解体工事	建設工事	建設工事	外構工事			
保谷 小学校	56年/51年	46点			基本設計 仮設整備	実施設計 仮設整備	解体工事	建設工事	建設工事	外構工事		
保谷第一 小学校	56年/57年	39点			基本設計 仮設整備	実施設計 仮設整備	解体工事	建設工事	建設工事	外構工事		
芝久保 小学校	55年/51年	46点				基本設計 仮設整備	実施設計 仮設整備	解体工事	建設工事	建設工事	外構工事	
保谷 中学校	55年/15年	36点				基本設計 仮設整備	実施設計 仮設整備	解体工事	建設工事	建設工事	外構工事	
建替費用 (百万円)			-	52	444	1,225	2,843	6,556	8,659	7,328	868	-

(2) 平準化した場合の建替スケジュールと費用見込み

① 平準化の考え方

学校施設の建替えでは、建設工事2年目の財政負担がもっとも大きくなります。このため、新校舎の建設工事の2年目が単年度に1校までとなることを基本に建替スケジュールを調整し、財政負担の平準化を図ります。

② 建替スケジュールと費用見込み

平準化の考え方に基づいた、今後10年間の整備スケジュールは次のとおりです。

なお、5年程度で計画を見直すこととしているため、令和10(2028)年度までに設計等が想定される学校施設を示しています。

保谷中学校については、単純更新の場合には令和13(2031)年度に新校舎の建設完了を想定していましたが、本町小学校との一体的な施設整備の可能性を引き続き検討していくため、現時点では今後10年間における建替えを想定していません。

表11 今後10年間における平準化した場合の建替スケジュールと費用見込み

学校名	経過年数 (校舎/体育館)	健全度 (校舎)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
田無第三 中学校	62年/55年	62点		基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事			
保谷第一 小学校	56年/57年	39点			基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事		
保谷 小学校	56年/51年	46点				基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事	
芝久保 小学校	55年/51年	46点					基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事
建替費用 (百万円)			-	52	159	1,061	4,150	3,969	4,316	3,411	697	385

(3) 設備改修等のスケジュール

調整中

第7章 計画推進へ向けた取組

1 計画の見直し

学校施設個別施設計画の策定後も、適正規模・適正配置にかかる課題について、学校関係者や地域住民の意見聴取を行いつつ、継続的に検討し、必要に応じて関連計画も含めた見直しを行います。

2 庁内推進体制の整備

学校施設を所管する教育企画課を中心に、教育委員会内の横断的な連携を図ります。また、学校を核としたまちづくりに向け、学校教育だけでなく、学校施設の地域利用や複合化にかかる視点も必要となることから、公共施設マネジメント課をはじめとした市長部局とも十分な連携を図ります。

3 学校建替協議会の設置

学校施設の建替えに当たっては、地域特性を踏まえた学校施設の複合化について府内検討を行った上で、学校関係者、児童・生徒の保護者、地域の関係団体などによる学校建替協議会を設置するとともに、地域住民への意見聴取を広く行いながら、基本プランや基本設計の検討を進めます。

表12 建替事業の工程（概要）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
取組内容	基本構想 基本プラン	基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事
検討体制	↔ 府内検討委員会						
校舎利用				既存校舎利用			新校舎利用

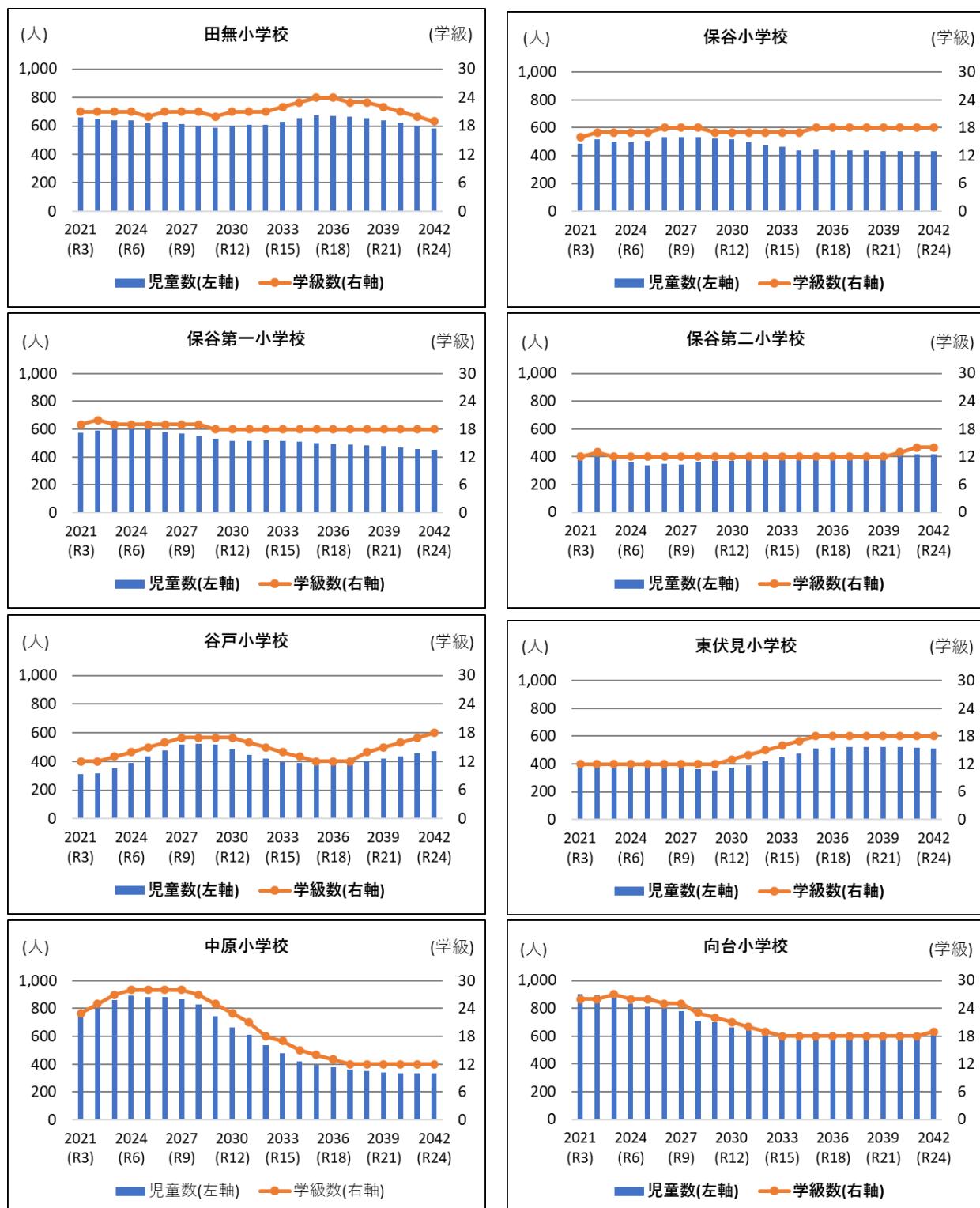
適宜、保護者・近隣住民への説明会を実施

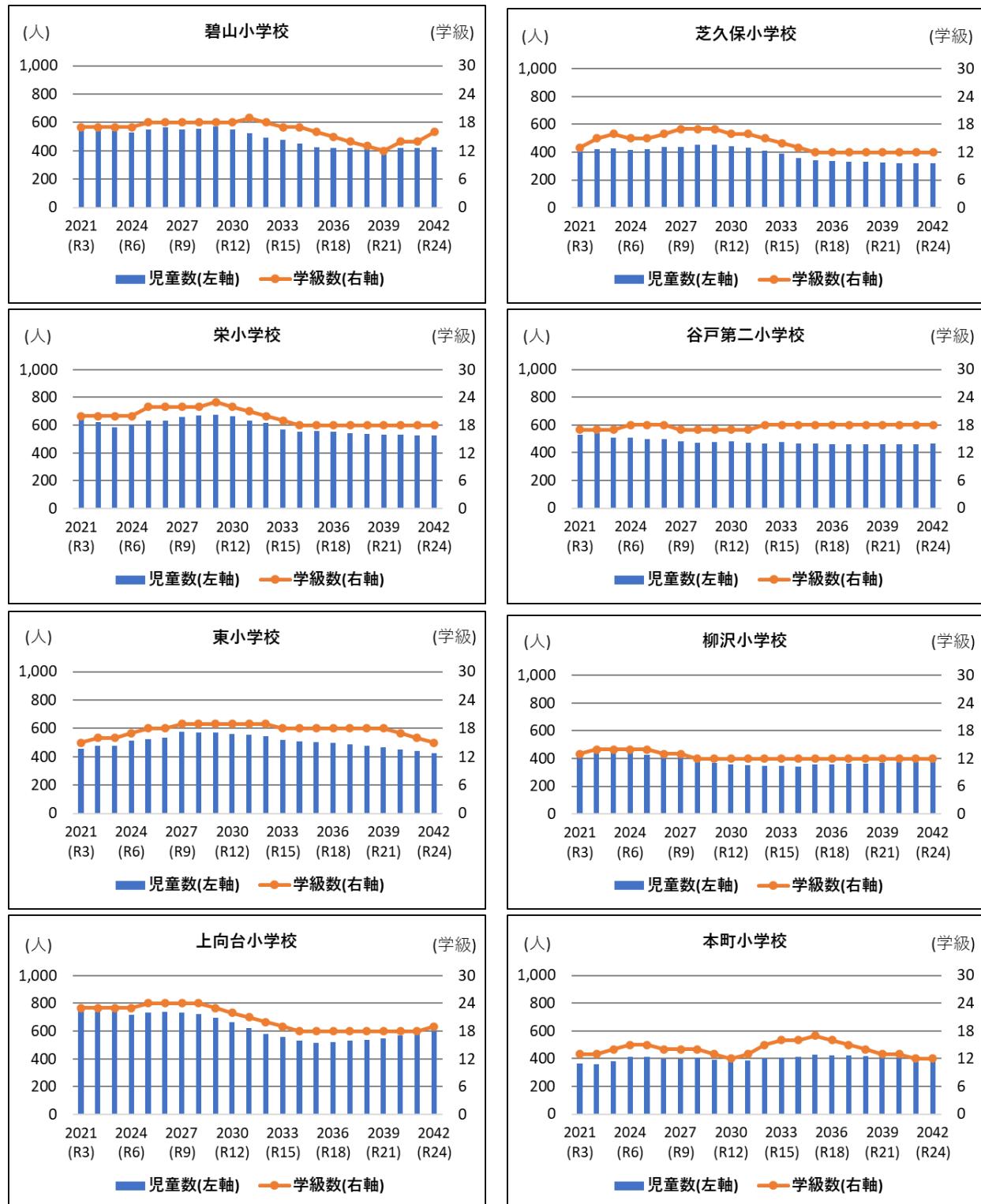
学校建替協議会

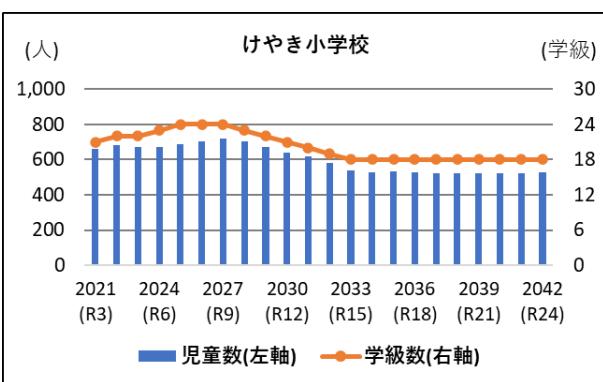
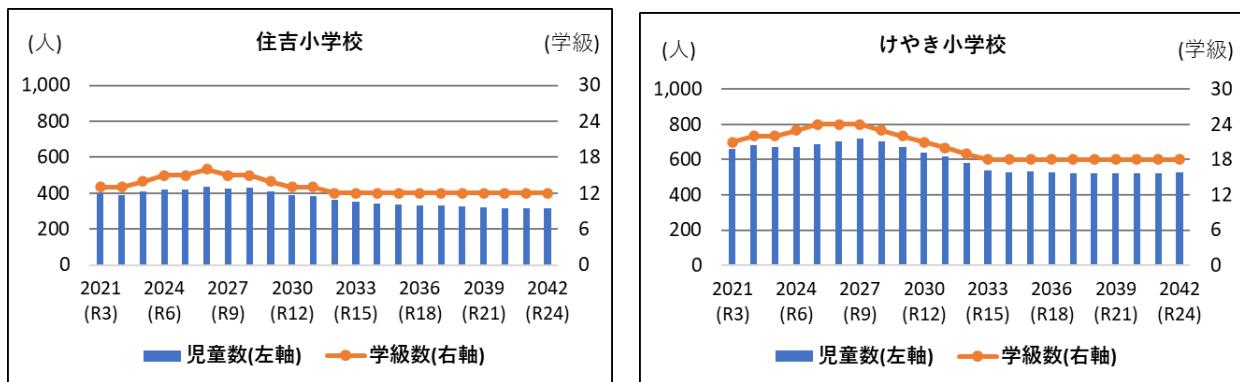
資料編

1 児童生徒数・学級数の推移と将来見込み

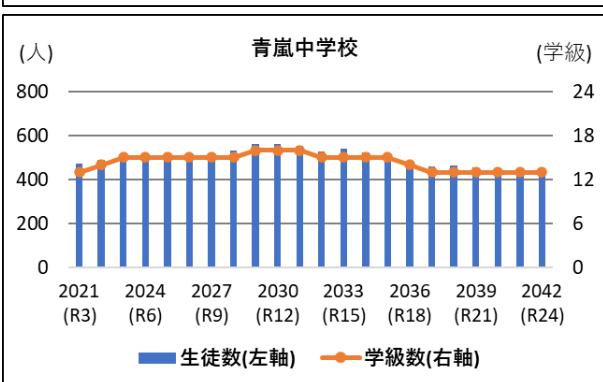
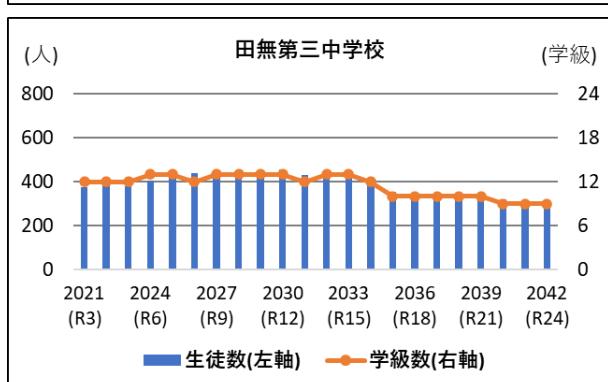
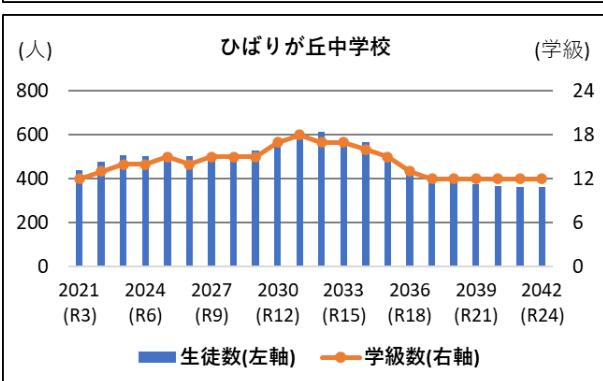
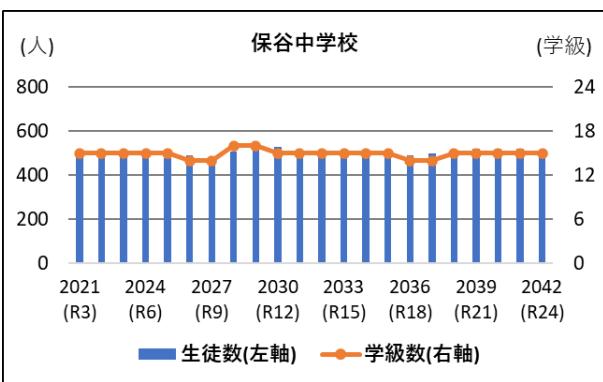
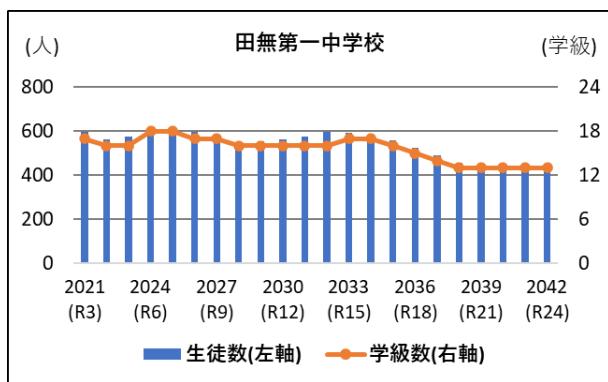
小学校

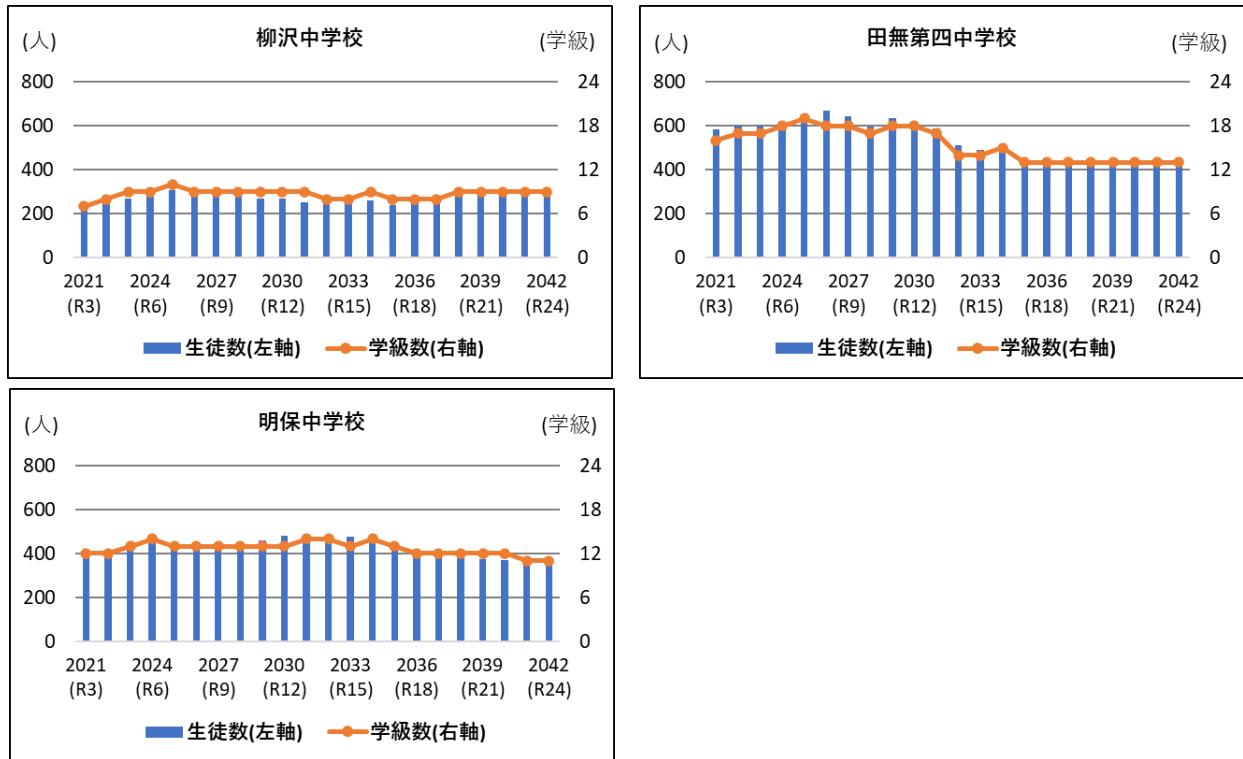






中学校





2 学校プールに関するアンケート調査結果

(1) 調査対象

市内小・中学校の児童・生徒

(2) 調査方法

教室に掲示された案内チラシ(QRコード)をタブレット端末で読み込んで回答（任意回答）

(3) 調査期間

令和5年12月11日(月)から12月22日(金)まで

(4) 質問文

西東京市の小・中学校のプールは、ほとんどが建物の外にあって夏にしか使えないことや天気や気温によって中止になること、管理するのが大変なことが問題となっています。

西東京市で多くの学校が古くなっていて、校舎などと一緒にプールも新しくするので、たとえば建物の中に温かい水で入れるプールをつくることや水泳の教え方をかえるといったことで問題をクリアできないか考えています。

みなさんの考えを聞きたいので「プールの授業がこうなればいいな」と思うものを3つまで教えてください。

(5) 回答件数

(単位：件)

小学生							中学生				合計
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	1年生	2年生	3年生	小計	
310	354	292	287	322	370	1,935	389	493	200	1,082	3,017

(6) 回答状況

(単位：件)

	小学生							割合
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	
とてもあつい日や雨の日でもプールができるとよい	171	174	133	145	160	172	955	49.4%
夏だけでなく春や秋にもプールができるとよい	174	186	151	128	115	104	858	44.3%
1回のプールの時間をふやしてほしい	214	250	199	181	205	185	1,234	63.8%
おしえるのがとくいな人にもおしえてほしい	111	108	74	40	59	65	457	23.6%
おしえる人をふやしてほしい	99	61	39	27	22	46	294	15.2%
とくいな子やにがてな子にあわせておしえてほしい	98	122	104	109	112	156	701	36.2%
その他	9	37	20	53	38	52	209	10.8%

※小学生の選択肢は表現を簡易化して調査しました。

(単位：件)

	中学生					小・中学生
	1年生	2年生	3年生	小計	割合	
とても暑い日や雨の日などでも授業ができるとよい	133	145	55	333	30.8%	合計
夏だけでなく春や秋にも授業ができるとよい	65	73	27	165	15.2%	割合
1回のプール授業の時間を増やしてほしい	190	212	86	488	45.1%	1,288
プール指導を専門としている人(スポーツクラブのインストラクターなど)にも教えてほしい	50	60	28	138	12.8%	33.9%
教える人を増やしてほしい	39	50	18	107	9.9%	1,722
レベル別のグループごとで教えてほしい	205	220	102	527	48.7%	595
その他	36	90	32	158	14.6%	401
						1,228
						367

(7) 「その他」での意見

① 設備等の清潔感について	22件
・浮かんでいる落ち葉や虫をとるなどプールの水をきれいにしてほしい	15件
・更衣室やプールサイドなどをきれいにしてほしい	8件
② 設備等の充実について	105件
・温水プールにしてほしい	46件
・屋内プールにしてほしい	29件
・シャワーを温水にしてほしい	24件
・プールを広くしてほしい	6件
・ウォータースライダーや流れるプールをつくってほしい	5件
・身長などにあわせてプールの深さを変えてほしい	4件
・5mのラインがわかるようにしてほしい	1件
・50mプールにしてほしい	1件
・ドライヤーを使えるようにしてほしい	1件
・ビート板を使えるようにしてほしい	1件
③ 授業の内容について	59件
・自由時間や遊びの時間を増やしてほしい	22件
・男女別の授業にしてほしい	15件
・いろいろな泳ぎ方を教えてほしい	5件
・泳ぎ方をもっとていねいに教えてほしい	4件
・苦手な人でも自分のペースにあわせて取り組めるようにしてほしい	4件
・着衣水泳など非常時に備えるための授業を増やしてほしい	3件
・授業中の入水時間を増やしてほしい	1件
・複数の学年で授業がしたい	1件
・二人一組での授業形態を変えてほしい	1件
・水泳指導の外部委託を考えてほしい	1件
・授業の意味をしっかりと教えてほしい	1件

(4) 授業時間(回数・時期等)について	120件
・授業の回数(時間)を減らして(短くして)ほしい	75件
・とても暑い日でも授業をしてほしい	13件
・天気の悪い日は授業を休みにしてほしい	7件
・授業の回数を増やしてほしい	6件
・1クラスだけで授業をしてほしい	3件
・着替えの時間を増やしてほしい	3件
・授業の時期を早めてほしい	2件
・複数の学年で授業をしたらよい	1件
・冬でも授業をしてほしい	1件
・適温の日に授業をしてほしい	1件
・暑い日にだけ授業をしてほしい	1件
・中止になつたらほかの日に授業をしてほしい	1件
・とても暑い日でも水分補給などの対策をすれば授業ができると思う	1件
・2コマで授業をしてほしい	1件
・授業を連日しないでほしい	1件
(5) その他	31件
・現状のままでよい	8件
・夏休みにも授業をしたり、使えるようにしてほしい	4件
・水着の指定を緩和してほしい	4件
・授業を選択制にしてほしい	4件
・プールの水を冷たくしてほしい	1件
・休み時間にも使えるようにしてほしい	1件
・友達には知られたくない理由で授業を休むこともあるので気をつけてほしい	1件
・苦手な人のことをもっと理解してほしい	1件
・授業を休む(見学する)ときにできることを増やしてほしい	1件
・放課後にも使えるようにしてほしい	1件
・プールよりも別のものを新しくしてほしい	1件
・プールサイドが熱い時があるため対策してほしい	1件
・民間プールで授業をしてほしい	1件
・泳ぐのが苦手な友達に教えてあげたい	1件
・夏休み中の授業をなくしてほしい	1件

西東京市学校施設個別施設計画
令和6年 月

発 行 西東京市教育委員会
編 集 西東京市教育委員会 教育部教育企画課
〒188-8666
西東京市南町五丁目6番13号（田無第二庁舎）
TEL：042-464-1311
FAX：042-420-2891
ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>
メールアドレス：kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp